

改正案	現 行
<p><表紙></p> <p style="text-align: center;">ガス工作物使用前自主検査要領</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月</p> <p style="text-align: center;">商務流通保安グループ</p>	<p><表紙></p> <p style="text-align: center;">ガス工作物使用前自主検査要領</p> <p style="text-align: center;">平成26年4月</p> <p style="text-align: center;">商務流通保安グループ</p>
<p>目次</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p><検査要領></p> <p>第一編 製造設備使用前自主検査要領</p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>別表第1 設備別検査要領</p> <p>1. ～ 20. (略)</p> <p>21. 冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く）</p> <p>22 (略)</p> <p>別表第2 共通事項検査要領</p> <p>1. ～ 19. (略)</p> <p>20. 計測装置等</p> <p>21. ～ 36. (略)</p> <p>第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領</p> <p><u>1. 構成</u></p> <p><u>2. 設備別検査要領について</u></p> <p><u>3. 共通事項検査要領について</u></p> <p><u>4. 使用前自主検査の方法</u></p> <p><u>5. 使用前自主検査の対象</u></p> <p><u>6. 設備区分</u></p> <p><u>7. 使用前自主検査対象項目</u></p> <p>別表第1 設備別検査要領</p> <p><u>1. 空気吸入式移動式ガス発生設備</u></p> <p><u>2. 圧縮ガス式移動式ガス発生設備</u></p> <p><u>3. 液化ガス式移動式ガス発生設備</u></p> <p>別表第2 共通事項検査要領</p> <p><u>1. 材料</u></p> <p><u>2. 構造（基礎を除く）</u></p> <p><u>3. 溶接部分</u></p> <p><u>4. 構造等（耐圧試験）</u></p> <p><u>5. 構造等（気密試験）</u></p> <p><u>6. 安全弁</u></p> <p><u>7. 立ち入りの防止等</u></p> <p><u>8. 離隔距離</u></p> <p><u>9. 防消火設備</u></p>	<p>目次</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p><検査要領></p> <p>第一編 製造設備使用前自主検査要領</p> <p>1. ～ 7. (略)</p> <p>別表第1 設備別検査要領</p> <p>1. ～ 20. (略)</p> <p>21. 冷凍設備（小型、ユニット型、冷媒ガスが不活性を除く）</p> <p>22 (略)</p> <p>別表第2 共通事項検査要領</p> <p>1. ～ 19. (略)</p> <p>20. 計測装置</p> <p>21. ～ 36. (略)</p>

10. 電気設備の防爆構造

11. 火気設備との距離

12. 静電気除去

13. ガスの置換等

14. 遮断装置

15. 計測装置等

16. 誤操作防止

17. 緊急停止装置

18. 移動式ガス発生設備の設置等

19. 気化装置の構造

20. 運転性能

第三編 (略)

1. はじめに

平成11年のガス事業法（以下「法」という。）改正に伴い、これまでの国による使用前検査が廃止され、ガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第43条、第101条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第157条で定められたガス工作物について事業者による使用前自主検査が実施され、その検査結果の検査を登録ガス工作物検査機関が行うこととなった。

本要領は、施行規則第44条第1項、第102条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第158条第1項に規定する使用前自主検査の十分な方法について、その解釈を具体的に示したものである。

なお、同項に規定する使用前自主検査の方法は、この解釈に限定されるものでなく、同項に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同項に適合するものと判断することとする。

2. 使用前自主検査の位置付け

ガス工作物（施行規則別表第1に規定されているもの）についてはガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的として、ガス事業者が、当該ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準（本章において、以下「技術基準」という。）に適合するように維持することが義務づけられている。（法第21条、第61条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条）

ガス事業者は、法第32条、第68条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第101条で定めるところにより、ガス工作物の設置又は変更の工事であって施行規則第39条、第97条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第153条で規定する工事をしようとするときは、その工事の計画を届け出るとともに、法第33条、第69条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第102条で定めるところにより、その工事が施行規則第43条、第101条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第157条で規定するものについては、当該ガス工作物を使用する前に使用前自主検査を行い、その結果について登録ガス工作物検査機関の行う検査を受け、①その工事が法第32条第1項又は第2項、第68条第1項又は第2項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第101条第1項又は第2項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること、②技術基準に適合するものであることを確認する必要がある。

3. 使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類とその範囲

3.1 使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類

使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類は、法第33条第1項、第69条第1項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第102条第1項に規定されている。

工事としては、施行規則第43条、第101条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第157条で

第二編 (略)

1. はじめに

平成11年のガス事業法（以下「法」という。）改正に伴い、これまでの国による使用前検査が廃止され、ガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第50条で定められたガス工作物について事業者による使用前自主検査が実施され、その検査結果の検査を登録ガス工作物検査機関が行うこととなった。

本要領は、施行規則第51条第1項に規定する使用前自主検査の十分な方法について、その解釈を具体的に示したものである。

なお、同項に規定する使用前自主検査の方法は、この解釈に限定されるものでなく、同項に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同項に適合するものと判断することとする。

2. 使用前自主検査の位置付け

ガス工作物（施行規則別表第1に規定されているもの）についてはガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的として、ガス事業者が、当該ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準（本章において、以下「技術基準」という。）に適合するように維持することが義務づけられている。（法第28条）

ガス事業者は、法第36条の2で定めるところにより、ガス工作物の設置又は変更の工事であって施行規則第46条で規定する工事をしようとするときは、その工事の計画を届け出るとともに、法第36条の2の2で定めるところにより、その工事が施行規則第50条で規定するものについては、当該ガス工作物を使用する前に使用前自主検査を行い、その結果について登録ガス工作物検査機関の行う検査を受け、①その工事が法第36条の2第1項又は第2項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること、②技術基準に適合するものであることを確認する必要がある。

3. 使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類とその範囲

3.1 使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類

使用前自主検査の対象となるガス工作物の種類は、法第36条の2の2第1項（法第37条の8及び法第37条の10において準用する場合を含む。）に規定されている。

工事としては、施行規則第50条で定めるところにより、施行規則別表第1の上欄に掲げる工事の種類に応じて、そ

定めるところにより、施行規則別表第1の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものが対象となる。具体的には、次表に掲げるガス工作物が使用前自主検査を要することになる。

なお、特定ガス工作物に関する使用前自主検査は、「特定ガス工作物使用前自主検査要領」に従うこと。

<表>

使用前自主検査対象ガス工作物（製造設備（移動式ガス発生設備を除く。以下同じ。））

	ガス工作物の種類	最高使用圧力	
		高圧 (1MPa 以上)	中低圧 (1MPa 未満)
製造所	①～③ (略)		
	④ 液化ガス用貯槽 (不活性の液化ガス用のものを除く。)		
	④ 熱交換器 (不活性ガス(空気を含む。以下同じ。)若しくは不活性の液化ガスのみを通ずるもの又は冷凍設備に係るものを除く。)		液化ガス用のみ
	④ 冷凍設備 (小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く。)		
	④ 容器*1		液化ガス用のみ

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第1を参照）

* 1. 不活性ガス若しくは不活性の液化ガスのみを通ずるもの又は冷凍設備に係るもの以外であって、最高使用圧力が高圧のガス（容積が0.04m³以上又は内径が200mm以上で、長さが1000mm以上のものに限る。）又は液化ガスを通ずるもの（最高使用圧力をメガパスカルで表した数値と内容積をm³で表した数値との積が0.004以下のものを除く。）。

使用前自主検査対象ガス工作物（移動式ガス発生設備*2*3）

ガス工作物の種類	最高使用圧力	
	高圧 (1MPa 以上)	中低圧 (1MPa 未満)
容器*4		
集合装置*5		
ガス発生器		
調整装置		
増熱器		設置のみ

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第1を参照）

- * 2. 当該移動式ガス発生設備と一体となってガスの製造の用に供される調整装置を含み、貯蔵能力が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は1000kg未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は300m³未満であるものを除く。
- * 3. 工事計画届出及び使用前検査の対象となる移動式ガス発生設備の設置の工事とは、移動式ガス発生設備を使用する箇所に据え付ける工事をいう。
- * 4. 改造の場合における使用前自主検査対象の容器は、①最高使用圧力の変更を伴うもの（変更後の最高使用圧力が高圧若しくは中圧となるもの又は液化ガス用容器に係るものに限る。）、②耐圧部分及び

それぞれ同表の下欄に掲げるものが対象となる。具体的には、次表に掲げるガス工作物が使用前自主検査を要することになる。

なお、みなし一般ガス事業者の特定ガス工作物に関する使用前自主検査は、「特定ガス工作物使用前自主検査要領（簡易ガス事業者）」に従うこと。

<表>

使用前自主検査対象ガス工作物（製造設備）

	ガス工作物の種類	最高使用圧力	
		高圧 (1MPa 以上)	中低圧 (1MPa 未満)
製造所	①～③ (略)		
	④ 液化ガス用貯槽 (不活性液化ガスを通ずるものを除く)		
	④ 熱交換器 (不活性ガス、空気を通ずるもの、又は冷凍設備に係るものを除く)		液化ガス用のみ
	④ 冷凍設備 (小型、ユニット型、冷媒ガスが不活性のものを除く)		
	④ 容器*1		液化ガス用のみ

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第1を参照）

* 1. 冷凍設備に係るもの又は不活性ガス若しくは不活性の液化ガスのみを通ずるもの以外であって、最高使用圧力が高圧のガス（容積が0.04m³以上又は内径が200mm以上で、長さが1000mm以上のものに限る。）又は液化ガスを通ずるもの（最高使用圧力をメガパスカルで表した数値と内容積をm³で表した数値との積が0.004以下の容器を除く。）

(新設)

液化ガスを貯蔵する部分の強度に影響を及ぼすもの、③最高使用圧力が高圧若しくは中圧の容器又は液化ガス用容器の安全弁に係るもの。

* 5. 集合装置とは、複数の容器がある場合に各容器からのガス又は液化ガスを集合するための装置であって、容器の出口から調整装置又は気化装置の入口までをいう。

使用前自主検査対象ガス工作物（供給設備）

	ガス工作物の種類	最高使用圧力	
		高圧 (1 MPa 以上)	中低圧 (1MPa 未満)
供給所	① ガスホルダー		
	② 整圧器		
導管		500m 未満の取替設置を除く	
整圧器			

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第1を参照）

3.2 使用前自主検査における設備の区分及び検査範囲

使用前自主検査における設備の区分及びその検査範囲については、製造設備、移動式ガス発生設備及び供給設備に大別してそれぞれ次のように区分する。

(1) 製造設備

- a. (略)
- b. 検査の範囲

各設備の検査範囲については、本要領第一編別表第1設備別検査要領の「図1. 設備の概念図」により例示する。
なお、使用前自主検査の実施上、例えば遮断装置等は、当該設備の一部として扱う必要があるため、各設備の範囲は、本体のみには留まらないので注意すること。

(2) 移動式ガス発生設備

a. 設備の区分

移動式ガス発生設備の構成要素は、施行規則別表第1において容器、集合装置、ガス発生器、調整装置及び増熱器に区分されているが、使用前自主検査を行う場合の設備の区分は、本要領第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領の「6. 設備区分」に従うものとする。

b. 検査の範囲

各設備の検査範囲については、本要領第二編別表第1設備別検査要領の「図1. 設備の概念図」により例示する。

(3) (略)

4. 使用前自主検査の基本的考え方

4.1 使用前自主検査事項

検査対象となるガス工作物については、法第33条第1項、第69条第1項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第102条第1項において、ガス事業者が自主検査を行った後、その結果について登録ガス工作物検査機関による検査を受けることと規定されている。

検査方法は施行規則第44条第1項、第102条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第158条第1項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

使用前自主検査対象ガス工作物（供給設備）

	ガス工作物の種類	最高使用圧力		
		高圧 (1 MPa 以上)	中圧 (0.1MPa 以上 1 MPa 未満)	低圧 (0.1MPa 未満)
供給所	③ ガスホルダー			
	④ 整圧器			
導管		500m 未満の取替設置を除く		
整圧器				

■ 使用前自主検査対象設備（対象となる変更工事の詳細については施行規則別表第1を参照）

3.2 使用前自主検査における設備の区分及び検査範囲

使用前自主検査における設備の区分及びその検査範囲については、製造設備、供給設備に大別してそれぞれ次のように区分する。

(1) 製造設備

- a. (略)
- b. 検査の範囲

各設備の検査範囲については、本要領第一編別表第1及び別表第2設備別検査要領の「図1. 設備の概念図」により例示する。
なお、使用前自主検査の実施上、例えば遮断装置等は、当該設備の一部として扱う必要があるため、各設備の範囲は、本体のみには留まらないので注意すること。

(2) (略)

4. 使用前自主検査の基本的考え方

4.1 使用前自主検査事項

検査対象となるガス工作物については、法第36条の2の2第1項において、ガス事業者が自主検査を行った後、その結果について登録ガス工作物検査機関による検査を受けることと規定されている。(法第37条の8、第37条の10において準用する場合を含む。)

検査方法は施行規則第51条第1項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

- ・ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第36条の2の2第2項各号のい

・ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第33条第2項各号、第69条第2項各号（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第102条第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

合格基準は法第33条第2項第1号及び第2号、第69条第2項第1号及び第2号（法第84条第1項において準用する場合を含む。）並びに第102条第2項第1号及び第2号で規定されており、その内容は以下のとおりである。

- ① その工事が法第32条第1項又は第2項、第68条第1項又は第2項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第101条第1項又は第2項の届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。
- ② 法第21条第1項、第61条第1項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4.2 （略）

4.3 使用前自主検査の方法

本検査要領は、次の3編から構成されており、各ガス工作物の検査の方法は対応する編の要領による。

第一編 製造設備使用前自主検査要領

第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領

第三編 供給設備使用前自主検査要領

4.4 使用前検査の準備

ガス事業者は、工事計画届出書の写し（変更を行った場合はその訂正版）、工事計画変更届出書の写し、工事計画軽微変更届出書の写し、本要領で定めている使用前自主検査記録（施行規則第46条第1項第1号～第7号、第104条第1項第1号～第7号（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第160条第1項第1号～第7号に規定の内容を記載したもの）等を準備する。

<施行規則第46条第1項第1号～第7号、第104条第1項第1号～第7号（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第160条第1項第1号～第7号の内容>

- 一 自主検査年月日
 - 二 自主検査の対象
 - 三 自主検査の方法
 - 四 自主検査の結果
 - 五 自主検査を実施した者の氏名（自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名）
 - 六 自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 登録ガス工作物検査機関が行う検査の結果（*1）
- （*1） （略）

4.5 使用前自主検査等の記録の保存

(1) 記録の保存は施行規則第46条第2項、第104条第2項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第160条第2項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

・使用前自主検査等の記録は、その記録を行った日から5年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から5年間）保存するものとする。

(2) また、記録の保存は施行規則第47条、第105条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第161条で規定しているとおり、電磁的方法によることも可能である。施行規則第47条、第105条（施行規則第131条

ずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

合格基準は法第36条の2の2第2項第1号、第2号で規定されており、その内容は以下のとおりである。

- ① その工事が法第36条の2第1項又は第2項の届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。
- ② 法第28条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4.2 （略）

4.3 使用前自主検査の方法

本検査要領は、次の2編から構成されており、各ガス工作物の検査の方法は対応する編の要領による。

第一編 製造設備使用前自主検査要領

第二編 供給設備使用前自主検査要領

4.4 使用前検査の準備

ガス事業者は、工事計画届出書の写し（変更を行った場合はその訂正版）、工事計画変更届出書の写し、工事計画軽微変更届出書の写し、本要領で定めている使用前自主検査記録（施行規則第53条第1項第1号～第7号に規定の内容を記載したもの）等を準備する。

<施行規則第53条第1項第1号～第7号の内容>

- 一 検査年月日
 - 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を実施した者の氏名（検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名）
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 登録ガス工作物検査機関の検査の結果（*1）
- （*1） （略）

4.5 使用前自主検査等の記録の保存

(1) 記録の保存は施行規則第53条第2項で規定されており、その内容は以下のとおりである。

・使用前自主検査等の記録は、その記録を行った日から5年間（登録ガス工作物検査機関が行う検査に合格した場合にあつては、当該合格した日から5年間）保存するものとする。

(2) また、記録の保存は施行規則第54条で規定しているとおり、電磁的方法によることも可能である。施行規則第54条の内容は以下のとおりである。

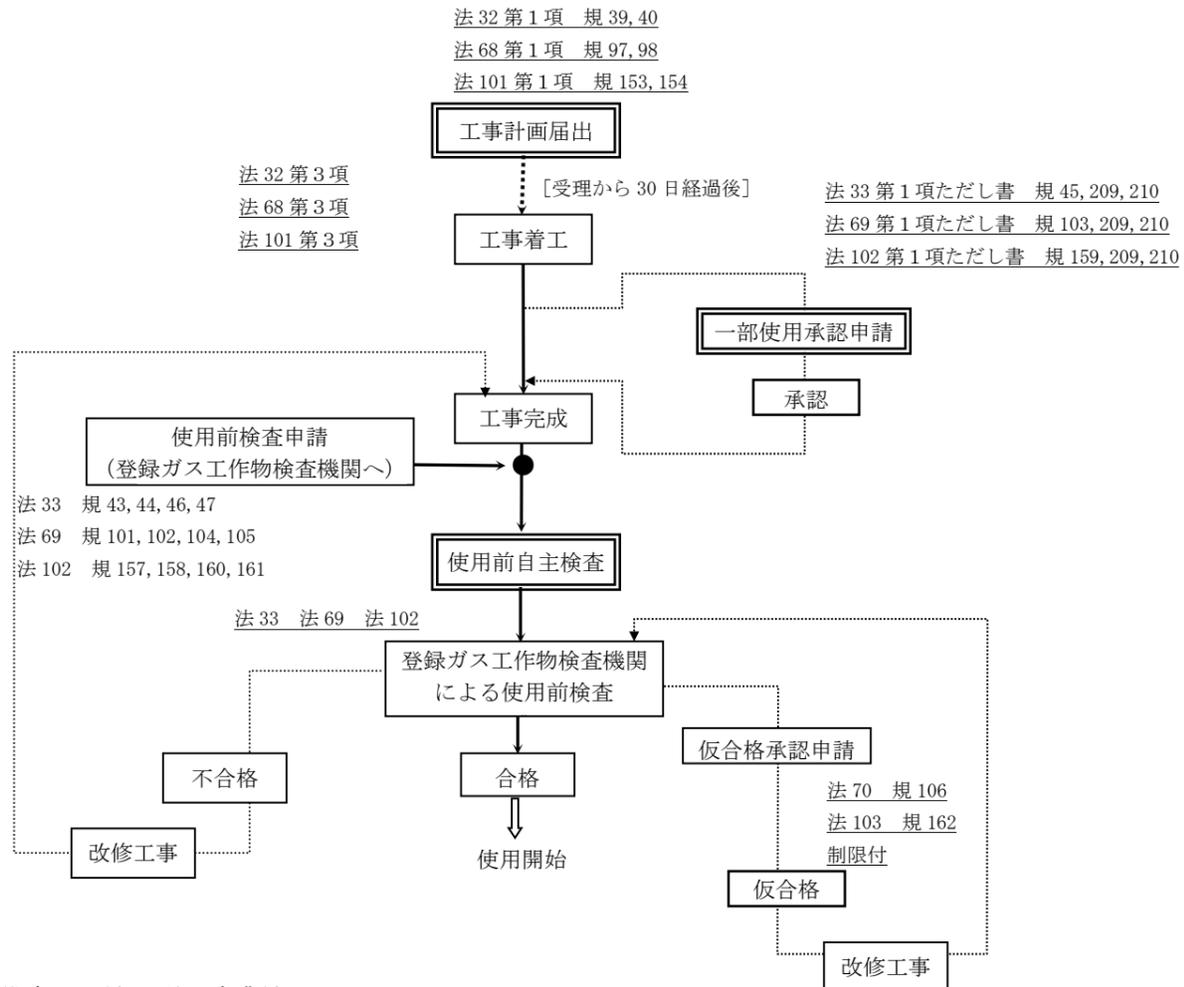
第1項において準用する場合を含む。)及び第161条の内容は以下のとおりである。

①法第33条第3項、第69条第3項(法第84条第1項において準用する場合を含む。)及び第102条第3項に規定する自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

②、③ (略)

5. 使用前検査の手順

使用前検査はガス事業者からの使用前検査申請書に基づいて行う。以下に検査の手順の標準例を示す。



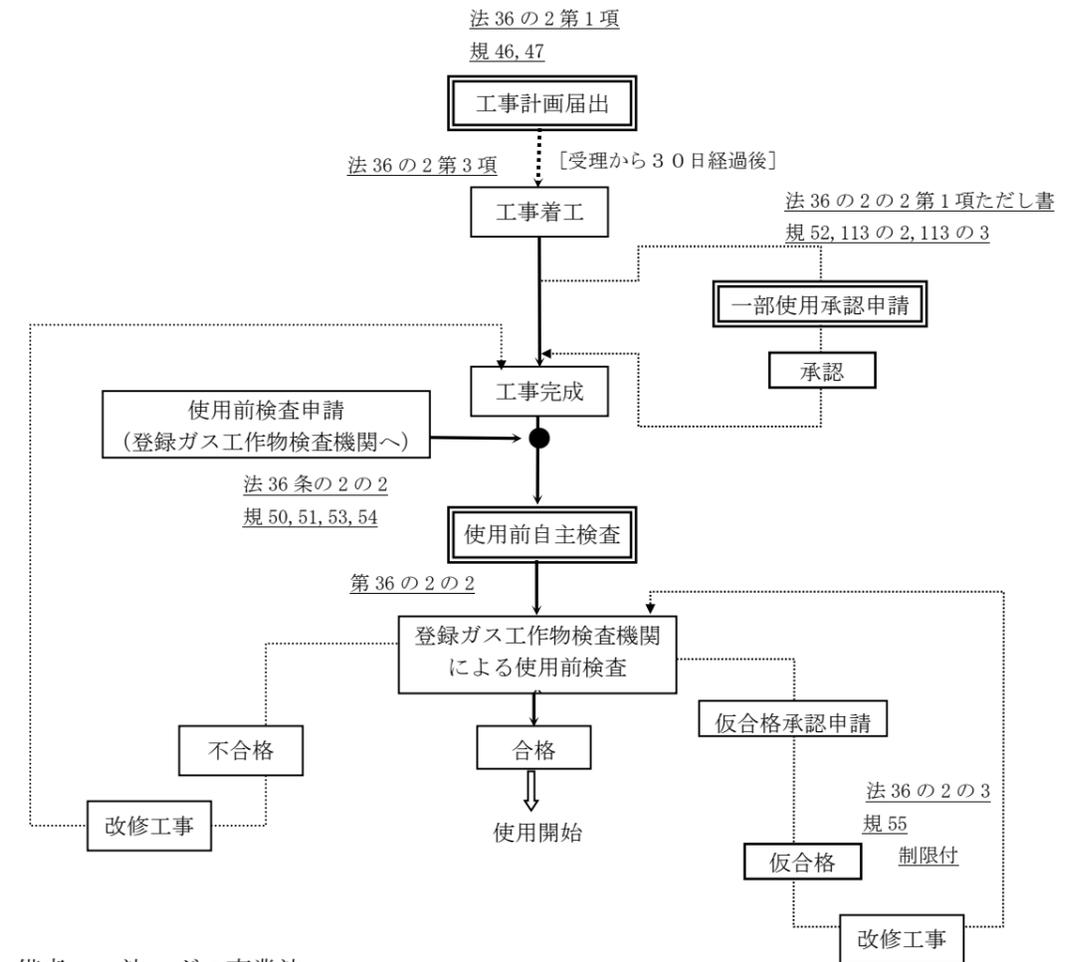
備考 法：ガス事業法
規：ガス事業法施行規則
[]：事業者の手続き

①法第36条の2の2第3項に規定する使用前自主検査の結果の記録は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

②、③ (略)

5. 使用前検査の手順

使用前検査はガス事業者からの使用前検査申請書に基づいて行う。以下に検査の手順の標準例を示す。



備考 法：ガス事業法
規：ガス事業法施行規則
[]：事業者の手続き

第一編 製造設備使用前自主検査要領

1. ～3. (略)
4. 使用前自主検査の方法
 - (1) (略)
 - (2) ガス工作物の技術上の基準を定める省令第2条第3項及び第4項に該当するガス工作物および解釈例で同等とみなされる高圧ガス特定設備検査合格品、労働安全衛生法第1種圧力容器溶接検査合格品等¹にあつては、当該適用となる技術基準に係る検査事項は、各項に示す他法規の技術基準に適合することを証する書類により確認する。
 - (3) (略)
 - ① 本要領に掲げる検査項目のうち運転性能の欄に掲げる検査事項は一例として掲げたもので、設備の状況により置き換えてもよい。
また、ガス発生設備の運転性能検査は、環境面を考慮し、ガスの大気放散や燃焼を行うことは極力避けるべきである。したがって、製造所の設置の工事等で、ガスの需要が無い場合でやむを得ず、ガスの大気放散や燃焼を行う場合は、運転の負荷はなるべく小さくし、能力の確認は、その結果から推定するものとする。
なお、ガス工作物を試験のために使用する場合にあつては、ガスの熱量等を測定し正常であることを確認できれば当該ガスを供給することができる。(施行規則第45条第1号、第103条第1号(施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。))及び第159条第1号)
5. (略)
6. 設備区分

設備別検査要領における設備区分の一覧を以下に示す。

(設備区分一覧)

(表略)

 - 1) ガス精製設備を含む
 - 2) 液化石油ガス(低温)用地下式貯槽を含む
 - 3) 小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く
7. 使用前自主検査対象項目

設備別検査要領における使用前自主検査対象項目の一覧を以下に示す。

(使用前自主検査対象項目一覧(製造設備))

使用前自主検査対象項目一覧(製造設備)

設備区分					ガス発生設備 (略)	ガスホルダー	附帯設備	
							(略)	(略)
No.	検査項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)								
安全性検査項目	(略)							
	10	離隔距離	6条 告示2～5条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)							
(略)								

[凡例]
(略)

第一編 製造設備使用前自主検査要領

1. ～3. (略)
4. 使用前自主検査の方法
 - (1) (略)
 - (2) ガス工作物の技術上の基準を定める省令第2条第3項及び第4項に該当するガス工作物および解釈例で同等とみなされる高圧ガス特定設備検査合格品、労働安全衛生法第1種圧力容器溶接検査合格品²にあつては、当該適用となる技術基準に係る検査事項は、各項に示す他法規の技術基準に適合することを証する書類により確認する。
 - (3) (略)
 - ① 本要領に掲げる検査項目のうち運転性能の欄に掲げる検査事項は一例として掲げたもので、設備の状況により置き換えてもよい。
また、ガス発生設備の運転性能検査は、環境面を考慮し、ガスの大気放散や燃焼を行うことは極力避けるべきである。したがって、製造所の設置の工事等で、ガスの需要が無い場合でやむを得ず、ガスの大気放散や燃焼を行う場合は、運転の負荷はなるべく小さくし、能力の確認は、その結果から推定するものとする。
なお、ガス工作物を試験のために使用する場合にあつては、ガスの熱量等を測定し正常であることを確認できれば当該ガスを供給することができる。(施行規則第52条第1号)
5. (略)
6. 設備区分

設備別検査要領における設備区分の一覧を以下に示す。

(設備区分一覧)

(表略)

 - 1) ガス精製設備を含む
 - 2) 液化石油ガス(低温)用地下式貯槽を含む
 - 3) 小型、ユニット型、冷媒ガスが不活性を除く
7. 使用前自主検査対象項目

設備別検査要領における使用前自主検査対象項目の一覧を以下に示す。

(使用前自主検査対象項目一覧(製造設備))

使用前自主検査対象項目一覧(製造設備)

設備区分					ガス発生設備 (略)	ガスホルダー	附帯設備	
							(略)	(略)
No.	検査項目	省令	解釈例 【解釈例別添】	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)								
安全性検査項目	(略)							
	10	離隔距離	6条 告示2～6条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)							
(略)								

[凡例]
(略)

別表第1 設備別検査要領

設備区分 ガス発生設備 設備名称 1. オープンラック式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 2. シェルアンドチューブ式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			ガス発生器	増熱器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 3. サブマージド式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 4. エアフィン式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 5. バス式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)

別表第1 設備別検査要領

設備区分 ガス発生設備 設備名称 1. オープンラック式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 2. シェルアンドチューブ式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			ガス発生器	増熱器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 3. サブマージド式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 4. エアフィン式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 5. バス式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)

(略) (略) (略) (略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 6. プレートフィン式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			ガス発生器	熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～5条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (プレートフィン式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
気化器本体	1	構造 (基礎を除く)	ガス発生器	「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」(平成28年10月3日付け20160920 商局第4号)の別添4「特定設備の部品等の技術基準の解釈」の第3条(5)に規定する肉厚確認試験を行う	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 7. 多段熱板式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (多段熱板式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 8. ベンチュリー式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			増熱器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条	(略)	(略)

(略) (略) (略) (略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 6. プレートフィン式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			ガス発生器	熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～6条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (プレートフィン式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
気化器本体	1	構造 (基礎を除く)	ガス発生器	「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」(平成23年12月22日付け平成23・11・16原院第1号)の別添4「特定設備の部品等の技術基準の解釈」の第3条(5)に規定する肉厚確認試験を行う	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 7. 多段熱板式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (多段熱板式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 8. ベンチュリー式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			増熱器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条	(略)	(略)

	告示2~5条		
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (ベンチュリー式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 (安全性)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 9. 空気吸入式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 10. 外熱式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象			
			ガス発生器	ガス精製設備 (高圧)	熱交換器 (高圧又は液化ガス)	容器 (高圧又は液化ガス)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注13) (略)

(注14) ガス(不活性ガスを除く。)を発生させるものに限る。

(注16)、(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (外熱式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 (安全性)	1	(略)	(略)	(略)	「共通20.計測装置等」の項による。		「共通20.計測装置等」の項による。
	2	(略)	(略)	(略)	(略)		「共通21.警報装置」の項による。
設備全般 (性能)	3	(略)	(略)	(略)	(略)		「共通35.運転性能」の項による。

	告示2~6条		
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (ベンチュリー式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 (安全)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 9. 空気吸入式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガス発生器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 10. 外熱式ガス発生設備

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象			
			ガス発生器	ガス精製設備 (高圧)	熱交換器 (高圧又は液化ガス)	容器 (高圧又は液化ガス)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注13) (略)

(注14) ガス(不活性ガスを除く。)を発生させるものに限る。

(注16)、(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (外熱式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録	
					項目	内容
設備全般 (安全性)	1	(略)	(略)	(略)	「共通20.計測装置等」の項による。	
	2	(略)	(略)	(略)	(略)	
設備全般 (性能)	3	(略)	(略)	(略)	(略)	

設備区分 ガス発生設備 設備名称 11. 自熱式ガス発生設備

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象			
			ガス発生器	ガス精製設備(高圧)	熱交換器(高圧又は液化ガス)	容器(高圧又は液化ガス)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

表 4. 特記事項検査項目 (自熱式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般(安全性)	1	(略)	(略)	(略)	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
設備全般(性能)	3	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

設備区分 ガスホルダー 設備名称 12. ガスホルダー

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガスホルダー
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 13. 地下式貯槽(液化石油ガス(低温)用地下式貯槽を含む。)

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス用貯槽
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 14. 地上式貯槽

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス用貯槽
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)

設備区分 ガス発生設備 設備名称 11. 自熱式ガス発生設備

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象			
			ガス発生器	ガス精製設備(高圧)	熱交換器(高圧又は液化ガス)	容器(高圧又は液化ガス)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

表 4. 特記事項検査項目 (自熱式ガス発生設備)

機器名称	特記番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般(安全性)	1	(略)	(略)	(略)	「共通 20. 計測装置等」の項による。		「共通 20. 計測装置等」の項による。
	2	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
設備全般(性能)	3	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

設備区分 ガスホルダー 設備名称 12. ガスホルダー

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			ガスホルダー
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 13. 地下式貯槽(液化石油ガス(低温)用地下式貯槽を含む。)

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス用貯槽
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6) ~ (注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 14. 地上式貯槽

表 2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス用貯槽
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)

(略) (略) (略) (略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 15. 真空断熱式貯槽

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			液化ガス用貯槽	熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～5条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 16. 常圧断熱式貯槽

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			液化ガス用貯槽	熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～5条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 17. 液化石油ガス用貯槽（低温貯槽を除く。）

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス用貯槽
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 熱交換器 設備名称 18. シェルアンドチューブ式熱交換器

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 熱交換器 設備名称 19. エアフィン式熱交換器

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
----	----	-----	------

(略) (略) (略) (略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 15. 真空断熱式貯槽

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			液化ガス用貯槽	熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～6条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 16. 常圧断熱式貯槽

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			液化ガス用貯槽	熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～6条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 液化ガス用貯槽 設備名称 17. 液化石油ガス用貯槽（低温貯槽を除く。）

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス用貯槽
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 熱交換器 設備名称 18. シェルアンドチューブ式熱交換器

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2～6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 熱交換器 設備名称 19. エアフィン式熱交換器

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
----	----	-----	------

			熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 熱交換器 設備名称 20. バス式熱交換器

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 冷凍設備 設備名称 21. 冷凍設備 (小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く)

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			冷凍設備 (高圧)	熱交換器 (高圧又は液化ガス)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (冷凍設備 (小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性の冷凍設備を除く))

機器 名称	特記 番号	検査 項目	検査 対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断 基準
					項目	内容	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

設備区分 容器 設備名称 22. 容器

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			容器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~5条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

別表第2 共通事項検査要領

表1 添付表 解釈例【解釈例別添】に示す容器に関するものの一例

	寸法検査又はミルシートで確認するもの
1. (略)	(略)

			熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 熱交換器 設備名称 20. バス式熱交換器

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			熱交換器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

設備区分 冷凍設備 設備名称 21. 冷凍設備 (小型、ユニット型、冷媒ガスが不活性を除く)

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象	
			冷凍設備 (高圧)	熱交換器 (高圧又は液化ガス)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

表4. 特記事項検査項目 (冷凍設備 (小型、ユニット型、冷媒ガスが不活性を除く))

機器 名称	特記 番号	検査 項目	検査 対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断 基準
					項目	内容	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)

設備区分 容器 設備名称 22. 容器

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			容器
(略)	(略)	(略)	(略)
10. 離隔距離	6条 告示2~6条	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注6)～(注18) (略)

別表第2 共通事項検査要領

表1 添付表 解釈例【解釈例別添】に示す容器に関するものの一例

	寸法検査又はミルシートで確認するもの
1. (略)	(略)

(1) (略)	
(2) 鏡板	① (略) ②鏡板の径 皿形鏡板～全半球形鏡板 (略) 平ふた板、平形鏡板— <u>解釈例第 22 条【解釈例別添第 12 条】</u> に規定のように測った直径又は最小スパン (平ふた板、平形鏡板が円形以外のものにあつては、ボルト最小スパン、ガスケット反力中心の最小スパンを含む。) ③～⑤ (略)
1. (3)～2. (略)	(略)

検査項目 3. 構造 (基礎)

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. (略)	1.～4. (略)	(略)	(略)	(略)
	5. 鋼管、ダクタイル鋳鉄管、PHC 杭等の杭を使用した杭基礎にあつては、杭の材料についてミルシート等で確認する。	(略)	(略)	
2. (略) (1) (略)	1. (略)	(略)	工事写真等 (鉄筋コンクリート基礎については鉄筋の施工状況がわかる工事写真等)	(略)
	2.、3. (略)	(略)	(略)	

検査項目 4. 溶接部分

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第 16 条第 1 項に定める溶接部分 ガス発生器 増熱器 ガス精製設備 ガスホルダー 液化ガス用貯槽 熱交換器 冷凍設備 容器	1. (略) (1) (略) (a) 解釈例第 52 条第 3 項【 <u>解釈例別添第 27 条第 3 項</u> 】によって確認する溶接施工方法等 (以下「確認溶接方法」) の場合 以下の確認溶接方法であることを証する書類等により、確認する。 ① <u>解釈例【解釈例別添】 (解釈例第 52 条第 3 項 1、4 号)【解釈例別添第 27 条第 3 項 1 号】</u> 平成 20 年 3 月 31 日以降 ②旧解釈例： <u>解釈例第 52 条第 3 項 3 号【解釈例別添第 27 条第 3 項 3 号】</u> 平成 20 年 3 月 30 日以前 ③大臣承認： <u>解釈例第 52 条第 3 項 2 号【解釈例別添第 27 条第 3 項 2 号】</u> 平成 12 年 9 月 30 日以前 (b) 輸入するものであつて、 <u>解釈例第 56 条【解釈例別添第 27 条第 3 項 1 号】</u> によって確認を行う溶接施工方法等 (確認溶接方法と同等以上の機械的性質を有する溶接施工方法等 (以下「同等溶接方法」という)) の場合 ASME Boiler & Pressure Vessel Code Sec. IX (2010) Welding and Brazing Qualifications PART QW (以下「ASME § IX」という。) 又はこれと同等以上の規定を満足する書類 ①～③ (略)	(略)	(略)	(略)

(1) (略)	
(2) 鏡板	① (略) ②鏡板の径 皿形鏡板～全半球形鏡板 (略) 平ふた板、平形鏡板— <u>解釈例第 22 条【解釈例別添第 12 条】</u> に規定のように測った直径又は最小スパン (平ふた板、平形鏡板が円形以外のものにあつては、ボルト最小スパン、ガスケット反力中心の最小スパンを含む。) ③～⑤ (略)
1. (3)～2. (略)	(略)

検査項目 3. 構造 (基礎)

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. (略)	1.～4. (略)	(略)	(略)	(略)
	5. 鋼管、ダクタイル鋳鉄管、PHC 杭等の杭を使用した杭基礎にあつては、杭の材料についてミルシート等で確認する。	(略)	(略)	
2. (略) (1) (略)	1. (略)	(略)	工事写真等 (鉄筋コンクリート基礎については鉄筋の施工状況がわかる工事写真等)	(略)
	2.、3. (略)	(略)	(略)	

検査項目 4. 溶接部分

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第 16 条第 1 項に定める溶接部分 ガス発生器 増熱器 ガス精製設備 ガスホルダー 液化ガス用貯槽 熱交換器 冷凍設備 容器	1. (略) (1) (略) (a) 解釈例第 52 条第 3 項【 <u>解釈例別添第 27 条第 2 項</u> 】によって確認する溶接施工方法等 (以下「確認溶接方法」) の場合 以下の確認溶接方法であることを証する書類等により、確認する。 ① <u>解釈例【解釈例別添】 (解釈例第 52 条第 3 項 1、2、5 号)【解釈例別添第 27 条第 2 項 1 号】</u> 平成 20 年 3 月 31 日以降 ②旧解釈例： <u>解釈例第 52 条第 3 項 4 号【解釈例別添第 27 条第 2 項 3 号】</u> 平成 20 年 3 月 30 日以前 ③大臣承認： <u>解釈例第 52 条第 3 項 3 号【解釈例別添第 27 条第 2 項 2 号】</u> 平成 12 年 9 月 30 日以前 (b) 輸入するものであつて、 <u>解釈例第 56 条【解釈例別添第 27 条第 2 項 1 号】</u> によって確認を行う溶接施工方法等 (確認溶接方法と同等以上の機械的性質を有する溶接施工方法等 (以下「同等溶接方法」という)) の場合 ASME Boiler & Pressure Vessel Code Sec. IX (2004) Welding and Brazing Qualifications PART QW (以下「ASME § IX」という。) 又はこれと同等以上の規定を満足する書類 ①～③ (略)	(略)	(略)	(略)

	により適切な方法であることが以下に示すいずれかの検査機関の検査員により確認されたものであること。 イ. ～ニ. (略) (c) (略) (2) (略) 2. 放射線透過試験 解釈例第 58 条【解釈例別添第 32 条】(放射線透過試験)、第 63 条(溶接線上又はその近傍の穴)【解釈例別添第 38 条】(溶接継手上又は近傍の穴)、第 64 条【解釈例別添第 39 条】(隣接する長手継手間の距離)に規定する溶接部の放射線透過試験を行う。 3. ～7. (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

*4-1 (略)

検査項目 10. 離隔距離

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第 6 条に規定するガス工作物の離隔距離(事業場の境界線及び特定事業所までの境界線並びに保安物件までの距離) 使用前自主検査として離隔距離の確認が必要なガス工作物は以下のとおり。 ・ガス発生器 ・増熱器 ・ガス精製設備 ・ガスホルダー ・附帯設備(液化ガス用貯槽、熱交換器、容器) 使用前自主検査対象外の設備であっても、離隔距離の確保についての確認は必要となる。 ・排送機 ・圧送機	(略)	(略)	(略)	省令第 6 条第 1 項から第 6 項まで、告示第 2 条から第 5 条までの内容に適合していること。
液化ガス用貯槽の離隔距離(相互間の距離) (不活性の液化ガス用のもの、貯蔵能力 3t 未満のもの及び地盤下に全部埋設されたものを除く。)	(略)	1. 構内平面図	(略)	省令第 6 条第 7 項、解釈例第 3 条第 1 項第 1 号の内容に適合していること。
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	により適切な方法であることが以下に示すいずれかの検査機関の検査員により確認されたものであること。 イ. ～ニ. (略) (c) (略) (2) (略) 2. 放射線透過試験 解釈例第 58 条【解釈例別添第 32 条】(放射線透過試験)、第 63 条(溶接部及びその付近に設ける穴)【解釈例別添第 38 条】(溶接継手上又は近傍の穴)、第 64 条【解釈例別添第 39 条】(隣接する長手継手間の距離)に規定する溶接部の放射線透過試験を行う。 3. ～7. (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

*4-1 (略)

検査項目 10. 離隔距離

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第 6 条に規定するガス工作物の離隔距離(事業場の境界線及び特定事業所までの境界線並びに保安物件までの距離) 使用前自主検査として離隔距離の確認が必要なガス工作物は以下のとおり。 ・ガス発生器 ・増熱器 ・ガス精製設備 ・ガスホルダー ・附帯設備(液化ガス用貯槽、熱交換器、容器) 使用前自主検査対象外の設備であっても、離隔距離の確保についての確認は必要となる。 ・排送機 ・圧送機	(略)	(略)	(略)	省令第 6 条第 1 項から第 6 項まで、告示第 2 条から第 6 条までの内容に適合していること。
液化ガス用貯槽の離隔距離(相互間の距離) (不活性の液化ガス用のもの、貯蔵能力 3t 未満のもの及び地盤下に全部埋設されたものを除く。)	(略)	1. 構内平面図	(略)	省令第 6 条第 7 項、解釈例第 3 条第 1 項第 1 号、告示第 6 条の内容に適合していること。
		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

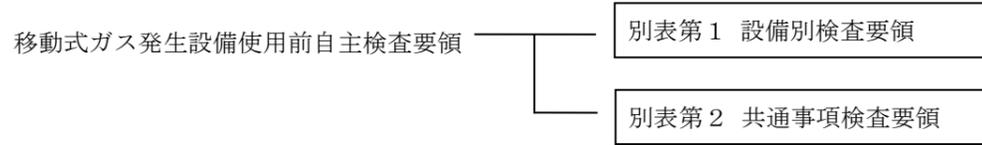
第一編 製造設備使用前自主検査要領の次に次を追加

第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領

1. 構成

本編は、6. 設備区分に示す代表的な移動式ガス発生設備ごとの検査方法をまとめた「設備別検査要領」と「共通事項検査要領」とから構成されている。

第二編 移動式ガス発生設備使用前自主検査要領



2. 設備別検査要領について

代表的な移動式ガス発生設備について使用前自主検査において移動式ガス発生設備ごとに行うべき必要な検査項目と各移動式ガス発生設備に特有の検査項目に係るその具体的検査方法を「設備別検査要領」としてまとめた。

表1に各設備の「材料・構造等検査」の項目を、表2、3に各設備全体としての「安全性検査」、「性能検査」の項目を、表4に「特記事項検査項目」を、図1に設備の概念図をそれぞれ示した。なお、表1、図1における機器名称は、その設備の一例を掲げたものである。

表1中の項目に記載の「容器」は、一般的にいわれている圧力容器すべてを指していないため、技術基準（省令、告示、解釈例）における「容器」とは異なる。

表1、表2及び表3における記号は、検査項目の適用の有無等を示す。その凡例は以下のとおり。

凡 例

- : 「共通事項検査要領」の検査項目による。
- △ : 「共通事項検査要領」の検査項目によるが、検査対象が限られるもの等であるので、その旨注書きしている。
- 特(*) : 各設備区分の特記事項検査項目（“*”は特記番号）による。
- : 検査対象外

（備考）特記事項検査項目には、次のものを含んでいる。

- (1) 当該設備に対して、「共通事項検査要領」に追加して行うもの。
- (2) 「共通事項検査要領」に記載のないものについて、具体的に記述しているもの。

3. 共通事項検査要領について

検査の内容は移動式ガス発生設備毎に異なるが、その中で複数の種類の移動式ガス発生設備に共通した事項（材料・構造等）について、検査項目毎にその具体的な検査方法、準備書類及び判断基準を「共通事項検査要領」としてまとめた。

4. 使用前自主検査の方法

- (1) 各移動式ガス発生設備に対応する「設備別検査要領」で行うべき検査項目を調べ、対応する「設備別検査要領」と「共通事項検査要領」に従って使用前自主検査を行う。
- (2) ガス工作物の技術上の基準を定める省令第2条第3項及び第4項に該当するガス工作物および解釈例で同等とみなされる高圧ガス特定設備検査合格品等にあつては、当該適用となる技術基準に係る検査事項は、各項に示す他法規の技術基準に適合することを証する書類により確認する。
- (3) 本要領における使用前自主検査の注意事項を以下に示す。
 - ① 本要領に掲げる検査項目のうち運転性能の欄に掲げる検査事項は一例として掲げたもので、設備の状況により置き換えてもよい。
また、移動式ガス発生設備の運転性能検査は、工事計画書に記載の能力で行うことを基本とするが、その能力で運転出来ない場合は可能な範囲で運転性能試験を行い、能力の確認は、その結果から推定するものとする。
なお、移動式ガス発生設備を試験のために使用する場合にあつては、ガスの熱量等を測定し正常であることを確認できれば当該ガスを供給することができる。（施行規則第45条第1号、第103条第1号（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第159条第1号）
 - ② 技術基準に定められたもの及び工事計画書添付書類「制御方式に関する説明書」に記載のもの以外については、必ずしも常設の計器で測定しなくてもよい。
 - ③ ガス工作物の種類、型式のように施行規則別表第2の記載事項となっているものであつて、本要領において当該種類、型式等の検査方法についての定めのないものにあつては、当該ガス工作物の検査成績書等により当該事項を確認する。

5. 使用前自主検査の対象

(1) 使用前自主検査対象

設備別検査要領における材料・構造等検査項目、安全性検査項目、性能検査項目を移動式ガス発生設備の種類別に一覧表にまとめたものを「7. 使用前自主検査対象項目」に示す。

(2) 設備の範囲内の配管の扱い

「設備別使用前検査要領」における設備の概念図には、設備の一部として、配管が記載されているが、使用前自主検査の対象外である。(集合装置に係る配管を除く。)

6. 設備区分

設備別検査要領における設備区分の一覧を以下に示す。

(設備区分一覧)

設備区分		No.	設備名称	頁
移動式ガス発生設備	(1) 容器	1	空気吸入式移動式ガス発生設備	
	(2) 集合装置	2	圧縮ガス式移動式ガス発生設備	
	(3) ガス発生器			
	(4) 調整装置	3	液化ガス式移動式ガス発生設備	
	(5) 増熱器※1			

※1 一般的には移動式ガス発生設備に増熱器が設置されていない場合が多いため、本要領における移動式ガス発生設備の構成要素から増熱器を省略しているが、当該設備に増熱器が設置されている場合には第一編 製造設備使用前自主検査要領に準じて検査を実施する。

7. 使用前自主検査対象項目

設備別検査要領における使用前自主検査対象項目の一覧を以下に示す。

(使用前自主検査対象項目一覧(移動式ガス発生設備))

使用前自主検査対象項目一覧 (移動式ガス発生設備)

	No.	検査項目	省令	解釈例	移動式ガス発生設備		
					空気吸入式	圧縮ガス式	液化ガス式
材料・構造等検査項目	1	材料	14条	12、13条	○	○	○
	2	構造(基礎を除く)	15条1項	18～36、40条	○	○	○
	3	溶接部分	16条	52～60、62～71条	○	○	○
	4	構造等(耐圧試験)	15条2項	50条	○	○	○
	5	構造等(気密試験)	15条3項	51条	○	○	○
	6	安全弁	17条	72条1項	△1	△1	△1
安全性検査項目	7	立ち入りの防止等	4条2項	1条2項	○	○	○
	8	離隔距離	6条、告示3、4条	3条2項	○	○	○
	9	防消火設備	8条	5条2項	○	○	○
	10	電気設備の防爆構造	10条	7条	○	○	○

設備区分		
容器・集合装置・ガス発生器・調整装置		
[凡例]		
○	: 共通事項検査要領によるもの	
△	: 共通事項検査要領によるが、検査対象が限られるため注書きがあるもの	
特(*)	: 各設備区分の特記事項検査項目(“*”は特記番号)によるもの	
—	: 検査対象外	
(注書き)		
△1	: 過圧が生じるおそれのあるものに限る	

	11	火気設備との距離	11 条	8 条	○	○	○
	12	静電気除去	12 条	9 条	○	—	○
	13	ガスの置換等	13 条 1 項	—	○	○	○
	14	遮断装置	26 条	80 条	○	○	○
	15	計測装置等	18 条 2 項	73 条 2 項	○	○	○
	16	誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○	○	○
	17	緊急停止装置	27 条 2 項	81 条 2 項	○	—	○
	18	移動式ガス発生設備の設置等	28 条	82 条	○	○	○
	特記	ガスの逆流防止	30 条	84 条	特(1)	—	—
	19	気化装置の構造	31 条	85, 86, 87 条	○	—	○
性能	20	運転性能	—	—	特(2)	特(1)	特(1)

--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1 設備別検査要領

設備区分 移動式ガス発生設備 設備名称 1. 空気吸入式移動式ガス発生設備

表1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象		
			容器	集合装置	調整装置
			LPG容器 クッションドラム	ボンベ集合管	圧力調整器
1. 材料	14条	12,13条	○	○	—
2. 構造 (基礎を除く)	15条1項	18~36, 40条	○	○	—
3. 溶接部分	16条	52~60, 62~71条	○	○	—
4. 構造等 (耐圧試験)	15条2項	50条	○	○	○
5. 構造等 (気密試験)	15条3項	51条	○	○	○
6. 安全弁	17条	72条1項	△(注1)	—	—

(注1) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

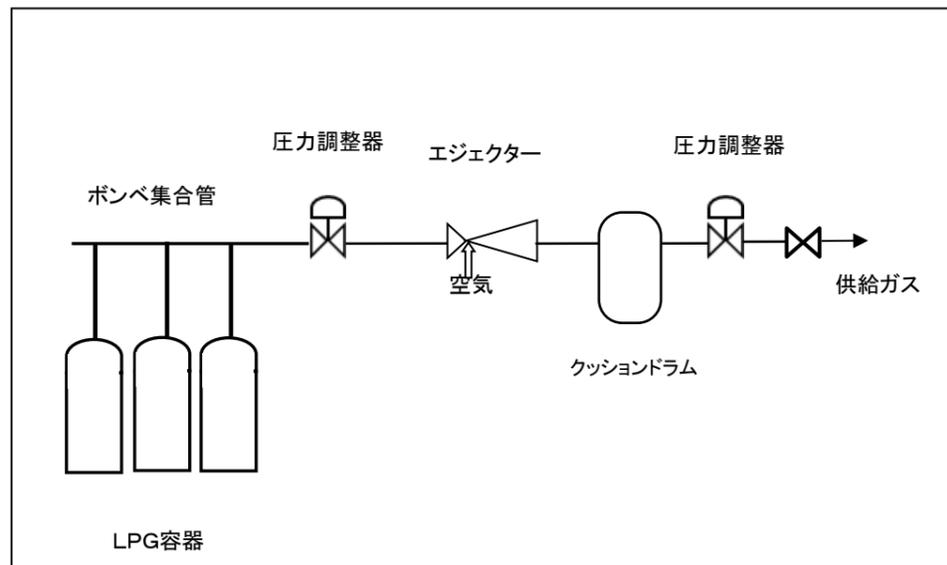


図1. 設備の概念図

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			空気吸入式移動式ガス発生設備
7. 立ち入りの防止等	4条2項	1条2項	○
8. 離隔距離	6条 告示3,4条	3条2項	○
9. 防消火設備	8条	5条2項	○
10. 電気設備の防爆構造	10条	7条	○
11. 火気設備との距離	11条	8条	○
12. 静電気除去	12条	9条	○
13. ガスの置換等	13条1項	—	○
14. 遮断装置	26条	80条	○
15. 計測装置等	18条2項	73条2項	○
16. 誤操作防止	20条1項	75条	○
17. 緊急停止装置	27条2項	81条2項	○
18. 移動式ガス発生設備 の設置等	28条	82条	○
特記. ガスの逆流防止	30条	84条	特(1)
19. 気化装置の構造	31条	85,86,87 条	○

表3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			空気吸入式移動式ガス発生設備
20. 運転性能	—	—	特(2)

表 4. 特記事項検査項目（空気吸入式移動式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 (安全性)	1	ガスの逆流 防止	エジェク ター	空気の吸入孔からガスが漏れない構造であることを確認する。	1. 漏れ試験記録	ガスが漏れないことを確 認できるもの。	省令第 30 条、解釈例第 84 条第 2 号に適合しているこ と。
					2. 構造図等（必要 な場合）	ガスの逆流により空気の 吸入孔からガスが漏れな い構造等を明示したもの。	
設備全般 (性能)	2	運転性能		<p>1. 「共通 20. 運転性能」の項による。</p> <p>2. 「共通 20. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。</p> <p>(1) 原料を保有する容器の気相の圧力</p> <p>(2) 発生ガスの熱量、燃焼性</p> <p>(3) 発生ガスの圧力、温度及び流量</p> <p>(4) 加熱媒体の温度、圧力</p> <p>(5) エジェクターノズルの背圧</p>	「共通 20. 運転性能」の項による。	「共通 20. 運転性能」の項による。	

表1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象		
			容器	集合装置	調整装置
			CNG 容器	ボンベ集合管	圧力調整器
1. 材料	14 条	12、13 条	○	○	—
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18~36、40 条	○	○	—
3. 溶接部分	16 条	52~60、62~71 条	○	○	—
4. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条	○	○	○
5. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条	○	○	○
6. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△ (注 1)	—	—

(注 1) 過圧が生じるおそれのあるものに限る。

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			圧縮ガス式移動式ガス発生設備
7. 立ち入りの防止等	4 条 2 項	1 条 2 項	○
8. 離隔距離	6 条 告示 3、4 条	3 条 2 項	○
9. 防消火設備	8 条	5 条 2 項	○
10. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
11. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
13. ガスの置換等	13 条 1 項	—	○
14. 遮断装置	26 条	80 条	○
15. 計測装置等	18 条 2 項	73 条 2 項	○
16. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
18. 移動式ガス発生設備 の設置等	28 条	82 条	○

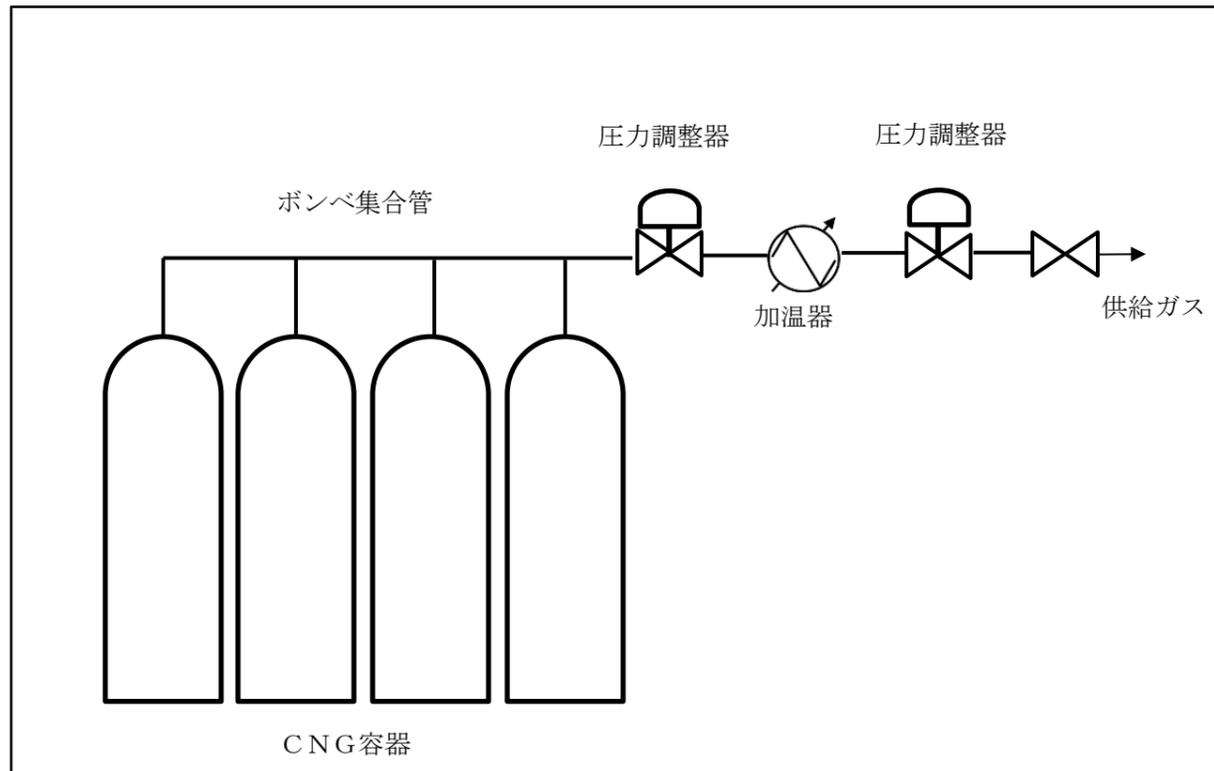


図 1. 設備の概念図

表3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			圧縮ガス式移動式ガス発生設備
20. 運転性能	—	—	特 (1)

表 4. 特記事項検査項目 (圧縮ガス式移動式ガス発生設備)

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 (性能)	1	運転性能		1. 「共通 20. 運転性能」の項による。 2. 「共通 20.」 1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 (1) 原料を保有する容器の気相の圧力 (2) 発生ガスの圧力、温度及び流量	「共通 20. 運転性能」の項による。		「共通 20. 運転性能」の項による。

表1. 材料・構造等検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象			
			容器	集合装置	ガス発生器	調整装置
			LNG 容器 クッションドラム	ボンベ集合管	LNG 気化器	圧力調整器
1. 材料	14 条	12, 13 条	○	○	○	—
2. 構造 (基礎を除く)	15 条 1 項	18~36, 40 条	○	○	○	—
3. 溶接部分	16 条	52~60, 62~71 条	○	○	○	—
4. 構造等 (耐圧試験)	15 条 2 項	50 条	○	○	○	○
5. 構造等 (気密試験)	15 条 3 項	51 条	○	○	○	○
6. 安全弁	17 条	72 条 1 項	△(注1)	—	△(注1)	—

(注1) 過圧が生じるおそれのあるものに限る

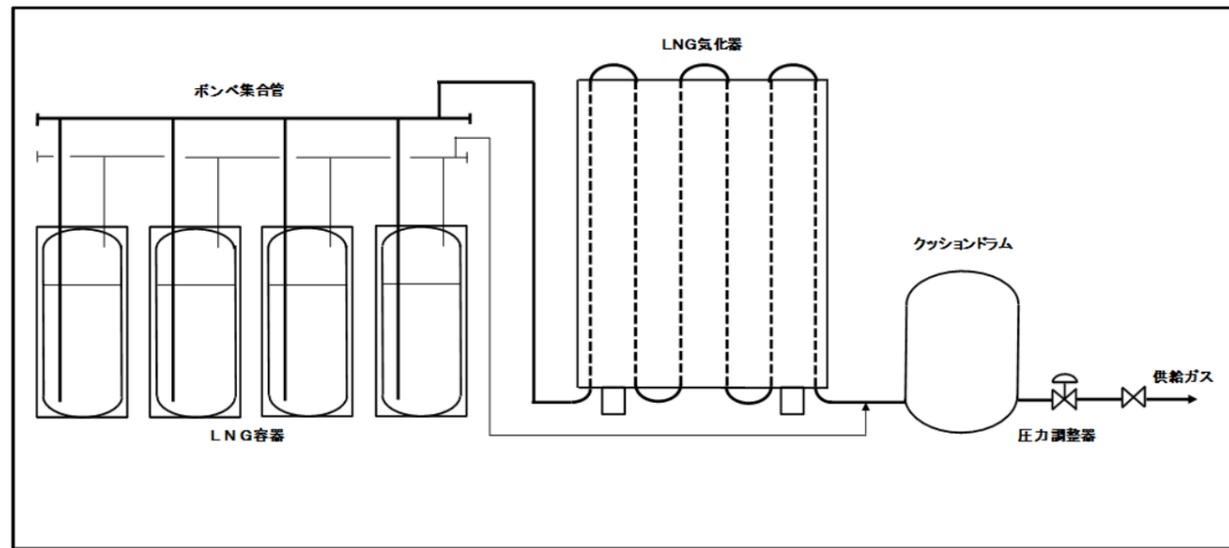


図1. 設備の概要図

表2. 安全性検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス式移動式ガス発生設備
7. 立ち入りの防止等	4 条 2 項	1 条 2 項	○
8. 離隔距離	6 条 告示 3,4 条	3 条 2 項	○
9. 防消火設備	8 条	5 条 2 項	○
10. 電気設備の防爆構造	10 条	7 条	○
11. 火気設備との距離	11 条	8 条	○
12. 静電気除去	12 条	9 条	○
13. ガスの置換等	13 項 1 項	—	○
14. 遮断装置	26 条	80 条	○
15. 計測装置等	18 項 2 項	73 条 2 項	○
16. 誤操作防止	20 条 1 項	75 条	○
17. 緊急停止装置	27 条 2 項	81 条 2 項	○
18. 移動式ガス発生設備 の設置等	28 条	82 条	○
19. 気化装置の構造	31 条	85,86,87 条	○

表3. 性能検査項目

項目	省令	解釈例	検査対象
			液化ガス式移動式ガス発生設備
20. 運転性能	—	—	特(1)

表 4. 特記事項検査項目（液化ガス式移動式ガス発生設備）

機器名称	特記 番号	検査項目	検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
					項目	内容	
設備全般 (性能)	1	運転性能		1. 「共通 20. 運転性能」の項による。 2. 「共通 20. 運転性能」1. に示す運転試験の確認項目の一例を以下に示す。 (1) 原料を保有する容器の気相の圧力 (2) 気化装置の熱媒体の温度 (3) 加熱のために温水ポンプを用いるものにあつては、そのポンプの出口の圧力 (4) 加熱のために蒸気を用いるものにあつては、その蒸気の圧力 (5) 加熱のために温水槽を用いるものにあつては、その液面 (6) 発生ガスの熱量、燃焼性 (7) 発生ガスの圧力、温度及び流量	「共通 20. 運転性能」の項による。	「共通 20. 運転性能」の項による。	

別表第2 共通事項検査要領

検査項目 1. 材料

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 省令第14条に掲げるもので、以下のもの ・容器（*1-1を除く。） ・集合装置 ・ガス発生器	1. 材料の確認 (1) 工事計画書に記載のある材料についてミルシートにより確認する。但し、最高使用圧力が低圧のものであって、ミルシートの入手が困難な場合にあつては、材料表面、材料受入簿記録に記載された規格の確認に代えることができるものとする。 (2) 工事計画書添付書類の強度計算に用いられている材料についてミルシートにより確認する。 (3) 衝撃試験等が必要となる場合は、試験結果が解釈例第13条の規定を満足することを、衝撃試験等の試験記録等（必要な衝撃試験等を材料規格側で実施済の試験結果等により代用する場合には、当該試験結果等を記載するミルシート）により確認する。	1. 使用材料一覧表 2. 材料照合図 3. ミルシート（原本又はその写し） 4. 衝撃試験等の試験記録又はミルシート	材料照合図に示す部位ごとに材料名、材質、寸法及び溶解番号等を記入した一覧表 材料部位がわかるようにしたもの（鋼種及び寸法について同一規格の材料を使用するものについては、個々の部品の対象までを明記されていなくてもよい。） 検査対象のもの 試験方法、試験温度及び試験結果が分るもの	1. 省令第14条、解釈例第12条、13条の内容に適合していること。 2. 工事計画書に記載のある材料にあつては工事計画書どおりの材料であること。 3. 工事計画書添付書類の強度計算に用いられている主要材料にあつては、添付書類どおりの材料であること。 4. ミルシートは、材料の寸法・化学成分・機械的性質等に関し材料規格に適合するものであること。 5. 解釈例第13条に適合するものであること。
	2. 解釈例第13条に規定の高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める特定設備検査合格証又は同法第56条の6の14第2項に定める特定設備基準適合証を有する設備にあつては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認する。	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。
2. <ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品>（*1-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第84条第1項の検定に合格している容器について、第2種圧力容器明細書により確認する。	第2種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3. <高圧ガス保安法第41条に規定する容器>（*1-1） 省令第2条第3項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第41条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

*1-1：「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格している事を確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 2. 構造（基礎を除く。）

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 省令第 15 条に掲げるもので、以下のもの ・容器（*2-1 を除く。） ・集合装置 ・ガス発生器	1. 外観検査 外観検査を行う。	1. 製作図、組立図等	検査対象のもの	1. 外観検査においては、ガス工作物の外観に異常のないこと。
	2. 主要寸法の確認 (1) 工事計画書に記載のある主要寸法について、寸法検査又はミルシートにより確認する。 (2) 工事計画書添付書類の強度計算書に用いられている寸法のうち、表 1 添付表（解釈例に示す容器に関するものの一例）に掲げるものについて、寸法検査又はミルシートにより確認する。ただし、(1)に掲げるものを除く。 (3) 上記のミルシートによる寸法確認は以下による。 ①ミルシートに寸法測定値が記載されているものについてはその値を用いる。 ②ミルシートに寸法測定値が記載されていないが、寸法検査結果の適否が記載されているものについては、加工ベリのないものに限り、ミルシートによる公称寸法から当該材料規格に定められた厚さの負側の許容差を控除した値をもって測定記録に代えることができる。	2. 寸法検査記録又はミルシート（原本又はその写し）	寸法測定値又は型板限界ゲージ等による適否が記載されているもの。	2. 寸法確認は次の(1)、(2)による。 (1) 工事計画書に記載のある主要寸法にあつては、工事計画書どおりであること。 (2) 工事計画書添付書類の強度計算書に用いられている寸法にあつては、添付書類どおりであること。 この場合において次に掲げるものも、工事計画書又は工事計画書添付書類どおりであるものと見なす。 (a) 加工ベリのないものの板厚であつて、当該材料規格に定められた厚さの許容値内にあるもの。 (b) 加工ベリのあるものの板厚にあつては、加工後に寸法検査が行われており、強度計算にて求められた最小厚さ（腐れしろを含む）以上であるもの。 (c) その他の寸法にあつては、強度又は性能等に著しく影響を与えないもの。
	3. 解釈例第 38 条第 7 号、第 40 条 1 項に規定する、高圧ガス保安法第 56 条の 4 第 1 項で定める特定設備検査合格証又は同法第 56 条の 6 の 14 第 2 項に定める特定設備基準適合証を有する設備にあつては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認する。	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。
2. <ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品>(*2-1) 省令第 2 条第 3 項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第 84 条の検定に合格している容器について、第 2 種圧力容器明細書により確認する。	第 2 種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3. <高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器>(*2-1) 省令第 2 条第 3 項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第 41 条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

*2-1：「ボイラー及び圧力容器規則」及び高圧ガス保安法に合格している事を確認して適用除外（技省令第 2 条）となる。

表 1 添付表 解釈例に示す容器に関するものの一例

	寸法検査又はミルシートで確認するもの		寸法検査又はミルシートで確認するもの（つづき）
1. 容器（熱交換器を除く。） (1) 胴（マンホール胴を含む。）	① 胴の厚さ（円すい胴にあつては、大径端部および小径端部の厚さを含む。） ② 胴の内径（円すい胴にあつては、最大内径） ③ 円すい部の頂角（円すい胴に限る。） ④ 胴の内のり（長方形胴に限る。JISB8280 を参照のこと）	(3) 容器に係るフランジ	① 解釈例第 34 条により応力計算を行ったフランジについては、フランジの厚さ ② 解釈例第 34 条による規格フランジについては、規格品であること。（ミルシートで規格の呼称を確認する等の方法による。）
		(4) 容器に取付けられた管、管台等	管、管台等の内径及び厚さ
(2) 鏡板	① 鏡板の厚さ 次の部分を含む。 イ. 平ふた板にガスケットみぞがある場合のみぞの部分 ロ. 皿形、円すい形（大径端に丸みがあるもの）鏡板のすみの丸みの部分 ハ. ステアによって支える平形鏡板の補強を要する部分の添え板の厚さ ② 鏡板の径 皿形鏡板 — 鏡板中央部の円弧の内半径 半だ円形鏡板 — 鏡板のだ円の内長径 円すい形鏡板 — 円すい部分の最大内径（円すいの軸に対して直角に測ったもの） 全半球形鏡板 — 鏡板内面の半径 平ふた板、平形鏡板 — 解釈例第 22 条に規定のように測った直径又は最小スパン（平ふた板、平形鏡板が円形以外のものにあつては、ボルト最小スパン、ガスケット反力中心の最小スパンを含む。） ③ 円すい部の頂角（円すい形鏡板に限る。） ④ ボルト円ピッチ及びボルト穴の中心円の周長（胴・管等のフランジに取付けられた円形以外のボルト締め平ふた板に限る。） ⑤ 折込みフランジの長さ（皿形鏡板、全半球形鏡板及び半だ円形鏡板に限る。）	(5) 強め材	強め材の外径及び厚さ

検査項目 3. 溶接部分

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
<p>1. 省令第16条第1項に定める溶接部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器 (*3-1を除く。) ・集合装置 ・ガス発生器 	<p>1. 溶接施工方法等（溶接施工法、溶接士技能）の確認 省令第16条第2項に規定する溶接する部分に係る溶接の方法等について、以下のとおり確認する。</p> <p>(1) 溶接施工方法等（溶接施工法、溶接士技能）をあらかじめ確認する。</p> <p>（なお、その確認に当たっては、確認内容のチェックを第三者に依頼することは可能である。ただし、使用前検査対象のガス工作物において、使用前自主検査としてガス事業者が行った確認行為に関与した第三者機関は、当該ガス工作物の使用前検査を行うことができないため注意を要する。）</p> <p>(a) 解釈例第52条第3項によって確認する溶接施工方法等（以下「確認溶接方法」）の場合 以下の確認溶接方法であることを証する書類等により、確認する。 ①解釈例（解釈例第52条第3項1,4号） 平成20年3月31日以降 ②旧解釈例：解釈例第52条第3項3号 平成20年3月30日以前 ③大臣承認：解釈例第52条第3項2号 平成12年9月30日以前</p> <p>(b) 輸入するものであって、解釈例第56条によって確認を行う溶接施工方法等（確認溶接方法と同等以上の機械的性質を有する溶接施工方法等（以下「同等溶接方法」という））の場合 ASME Boiler & Pressure Vessel Code Sec. IX (2010) Welding and Brazing Qualifications PART QW（以下「ASME § IX」という。）又はこれと同等以上の規定を満足する書類 ①WPS（Welding Procedure Specification、溶接施工要領書、ASME § IX QW-482参照） ②PQR（Procedure Qualification Record、溶接施工法の試験記録、ASME § IX QW-483参照） ③ WPQ（Welder/Welding Operator Performance Qualifications、溶接士の技能の試験記録、ASME § IX QW-484参照） により適切な方法であることが以下に示すいずれかの検査機関の検査員により確認されたものであること。 イ. AIA (Authorized Inspection Agency) ロ. Lloyd' s Register of Shipping ハ. TÜV (Technischer Überwachungs-Verein e.V.) ニ. その他上記検査機関と同程度と認められる検査機関</p>	<p>1. 構造図 溶接部の設計図等</p> <p>2-1.（確認溶接方法） ①溶接施工方法等が確認されたものであることを証する書類 ②溶接施工要領書 ③衝撃試験の記録（衝撃試験が要求され解釈例第54条による区分に読替えて使用できる場合）</p> <p>2-2（同等溶接方法） WPS、PQR及びWPQ</p>	<p>溶接継手の位置が記載されているもの。</p> <p>溶接施工方法等および溶接施工要領の確認ができるもの</p> <p>衝撃試験の区分毎に溶接条件、衝撃試験条件等の確認ができるもの</p> <p>WPS、PQR及びWPQの確認ができるもの</p>	<p>1. 溶接施工方法等の確認 溶接施工方法等について、以下のとおり確認する。</p> <p>(1) 溶接施工方法等の確認 (a) 確認溶接方法 ①解釈例第52条第3項及び第54条の内容に適合していること。 ②溶接施工要領書が確認溶接方法に整合していること。</p> <p>(b) 同等溶接方法 解釈例第56条に適合し、以下のことを検査員が証明したものであること。 ①PQR及びWPQが適切なものであること。 ②WPSがPQRにサポートされていること。</p>

	(c) 解釈例第 38 条第 7 号、第 40 条第 1 項に規定する、高圧ガス保安法第 56 条の 4 第 1 項で定める特定設備検査合格証又は同法第 56 条の 6 の 14 第 2 項に定める特定設備基準適合証を有する以下の設備にあつては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認することができる。なお、2. 溶接施工から 8. 外観検査についても同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認することができる。	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。
	(2) 溶接する部分の適合性の確認 (a) 省令第16条第2項に規定する溶接する部分については、溶接施工記録により、確認溶接方法（又は同等溶接方法）および溶接施工要領書とおりであることを確認する。 (b) 低圧のガス工作物における省令第16条第1項（省令第16条第2項に規定しない）のみに規定する溶接する部分については、長手継手及び周継手に対して施工された溶接方法が、適切であることを確認する。）	3. 溶接施工記録	省令第 16 条第 2 項に規定する溶接する部分については、溶接施工方法等の確認等に係る必要な事項（溶接継手の材質、寸法、溶接施工法の内容、溶接士の氏名、資格等）が記載されているもの。 省令第 16 条第 1 項（省令第 16 条第 2 項に規定しない）のみに規定する溶接する部分については、溶接継手の仕様（材質、寸法等）と溶接方法に係わる必要な事項（溶接方法、溶接士の氏名と資格等）が記載されているもの	(2) 溶接施工記録の確認 省令第 16 条第 2 項に規定する溶接する部分については、溶接施工記録により、その内容が確認溶接方法（又は同等溶接方法）および溶接施工要領書とおりであること。 省令第 16 条第 1 項（省令第 16 条第 2 項に規定しない）のみに規定する溶接する部分については、同規定に適合していること。
	2. 放射線透過試験 解釈例第 58 条（放射線透過試験）、第 63 条（溶接線上又はその近傍の穴）、第 64 条（隣接する長手継手間の距離）に規定する溶接部の放射線透過試験を行う。	放射線透過試験判定記録	検査対象のもの	省令第 16 条、解釈例第 58 条、第 63 条、第 64 条及び解釈例第 22 条において引用の JISB8265 溶接継手効率の規定に適合していること。
	3. 超音波探傷試験 解釈例第 59 条（超音波探傷試験）に規定する溶接部の超音波探傷試験を行う。	超音波探傷試験記録	検査対象のもの	省令第 16 条、解釈例第 59 条の規定に適合していること。
	4. 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験 解釈例第 60 条（磁粉探傷試験又は浸透探傷試験）に規定する溶接部の磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う。	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験記録	検査対象のもの	省令第 16 条、解釈例第 60 条の規定に適合していること。
	5. 機械試験 解釈例第 65 条（機械試験）に規定する溶接部の機械試験を行う。	機械試験記録	検査対象のもの	省令第 16 条、解釈例第 65 条の規定に適合していること。
	6. 溶接後熱処理 解釈例第 71 条（溶接後熱処理）に規定する溶接部の溶接後熱処理の必要な箇所について、適正な方法により溶接後熱処理がされていることを確認する。	溶接後熱処理記録	温度チャート、熱処理設備の種類と容量等	省令第 16 条、解釈例第 71 条の規定に適合していること。
	7. 外観検査 外観検査を行う。	外観検査記録 （溶接施工記録に含めてもよい）	外観検査結果の適否が記載されているもの。	1. 省令第 16 条、解釈例第 52 条第 1 項の規定に適合していること。 2. 突合わせ溶接による溶接部の食違い及び継手の仕上り状態について、解釈例第 66 条及び解釈例第 70 条の規定に適合していること。
2. <ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品> (*3-1) 省令第 2 条第 3 項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第 84 条第 1 項の検定に合格している容器について、第 2 種圧力容器明細書により確認する。	第 2 種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3. <高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器> (*3-1) 省令第 2 条第 3 項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第 41 条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

* 3 - 1 : 「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格している事を確認して適用除外（技省令第 2 条）となる。

検査項目 5. 構造等（気密試験）

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 省令第 15 条 3 項に掲げるもので、以下のもの ・容器（*5-1 を除く。） ・集合装置 ・ガス発生器 ・調整装置	1. 気密試験を実施する。	1. 気密試験記録	場所、設備名、日付、試験圧力を記載したもの	省令第 15 条第 3 項、解釈例第 51 条に適合していること。
			2. 気密試験フロー図	
		3. 圧力計に関する記録	ブルドン管圧力計にあつては 1.6 級以上のものを使用すること。その圧力計は、1 年以内に計量法等に基づきトレーサビリティの取れた計測器との比較検査を行ったものを使用すること。（検査の記録を添付すること。）ただし、検定印（有効期間のあるものにあつてはその期間内）のある場合を除く。	
	2. 解釈例第 40 条第 1 項に規定する、高圧ガス保安法第 56 条の 4 第 1 項で定める特定設備検査合格証又は同法第 56 条の 6 の 14 第 2 項に定める特定設備基準適合証を有する設備にあつては、同特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により確認する。	特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証	検査対象のもの	対象設備についての合格証又は適合証であること。
2. <ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品>（*5-1） 省令第 2 条第 3 項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第 84 条第 1 項の検定に合格している容器について、第 2 種圧力容器明細書により確認する。	第 2 種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3. <高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器>（*5-1） 省令第 2 条第 3 項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第 41 条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

* 5 - 1 : 「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格していることを確認して適用除外（技省令第2条）となる。

検査項目 6. 安全弁

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 省令第 17 条に規定する以下のもの 最高使用圧力が高圧のもの若しくは中圧のもの又は液化ガスを通ずるもののうち、過圧が生ずるおそれのあるもの ・ 容器 (*6-1 を除く。) ・ ガス発生器	1. 材料 工事計画書に記載のある材料についてミルシートにより確認する。	使用材料一覧表 ミルシート (原文又はその写し)	材料照合図に示す部位ごとに材料名、材質等を記入した一覧表 検査対象のもの	1. 省令第 17 条、解釈例第 72 条に適合していること。 2. 工事計画書どおりの材料であること。
	2. 種類及び主要寸法 工事計画書記載の種類及び主要寸法を確認する。	安全弁検査記録	種類、呼び径、製造 No. (現場に設置されているものが当該安全弁であることが確認できるもの) 及び全量式にあってはのど部の内径、揚程式にあっては弁座口の内径とリフトの測定記録が記載されているもの。	種類及び主要寸法が工事計画書どおりであること。
	3. 作動確認 吹出し圧力を測定し、作動を確認する。	安全弁検査記録	検査対象に関するもの。	1. 解釈例第 72 条に適合していること。(許容差を含めて、解釈例第 72 条第 1 項第 5 号に記載の圧力以下で作動すること。) 2. 異常な前漏れ及びチャタリング等がないこと。
	4. 弁箱の耐圧試験及び弁座の漏れ試験 弁箱の耐圧試験及び弁座の漏れ試験を実施する。	安全弁検査記録	弁箱の耐圧試験及び弁座の漏れ試験記録が記載されているもの。	1. 弁箱耐圧にあっては、最高使用圧力の 1.5 倍以上の圧力で異常な変形、破損がないこと。 2. 弁座の漏れにあっては、吹出し圧力の 90% 以上の圧力で異常な漏洩がないこと。(原則として、JIS B 8210(2009)「10.6 弁座気密性試験」によること。)
	5. 個数および取付箇所 所定の位置に適正に設置されていることを確認する。	設置状況図	設置状況のわかるもの。	1. 個数及び取付箇所が工事計画書どおりであること。 2. 作動時に安全弁から吹き出されるガスによる障害が生じないよう施設されていること。
2. <ボイラー及び圧力容器安全規則検定合格品> (*6-1) 省令第 2 条第 3 項に規定の容器の場合	ボイラー及び圧力容器安全規則第 84 条第 1 項の検定に合格している容器について、第 2 種圧力容器明細書により確認する。	第 2 種圧力容器明細書	検査対象のもの	対象設備についての明細書であること。
3. <高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器> (*6-1) 省令第 2 条第 3 項に規定の容器の場合	高圧ガス保安法第 41 条に該当する容器であることを、刻印または標章により確認する。			対象設備についての刻印または標章であること。

* 6 - 1 : 「ボイラー及び圧力容器安全規則」及び「高圧ガス保安法」に合格していることを確認して適用除外 (技省令第 2 条) となる。

検査項目 7. 立ち入りの防止等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
さく等	1. さく等の設置状況を確認する。 2. 移動式ガス発生設備に近づくことを禁止する旨の表示がされていることを確認する。	さく等及び表示の設置概要図	1. 設置の概要がわかるもの。 2. 公衆が立入るおそれがない場合は、その状況のわかるもの。	省令第 4 条 2 項、解釈例第 1 条 2 項の内容に適合していること。

検査項目 8. 離隔距離

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備に係る容器であって最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるもの	移動式ガス発生設備（その貯蔵能力が、貯蔵する液化ガスの場合は 1,000kg 以上、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は 1,000m ³ 以上のものに限る）に係る最高使用圧力が高圧及び液化ガスを通ずる容器の外側から第一種保安物件及び第二種保安物件までの距離を確認する。 なお、障壁を設けて離隔距離を定めている場合にあつては、当該障壁の材料、構造及び離隔距離計算書を確認する。	1. 移動式ガス発生設備設置平面図 2. 離隔距離計算書（必要な場合） 3. 離隔距離緩和設備概要図等（必要な場合）	移動式ガス発生設備に係る容器の外側から、保安物件までの距離を明示したもの。 告示に基づいて計算されたことが分かるもの。 離隔距離を告示に基づいて計算する上で緩和された設備の概要図。	省令第 6 条 2 項、告示 3, 4 条の内容に適合していること。
移動式ガス発生設備	他の移動式ガス発生設備に対し、保安上必要な距離を有することを確認する。	移動式ガス発生設備設置平面図	当該移動式ガス発生設備から他の移動式ガス発生設備相互間の距離を明示したもの。	省令第 6 条 8 項、解釈例第 3 条 2 項の内容に適合していること。

検査項目 9. 防消火設備

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	消火設備の設置状況及び性能について確認する。	1. 消火設備配置図 2. 消火設備の能力等の記録	検査対象と消火設備の配置を記載した図 消火設備の能力がわかるもの	省令第 8 条、解釈例第 5 条 2 項に適合していること。

検査項目 10. 電気設備の防爆構造

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備の付近に設置する電気設備	設置場所の状況及び当該ガス又は液化ガスの種類に応じた防爆性能を有するものであることを確認する。	1. 電気設備配置図 2. 電気機器の防爆構造に関する仕様書一覧	当該移動式ガス発生設備に係る電気設備の設置状況及び周辺の状況のわかるもの。 銘板、検定合格書、納入仕様書等、機器の防爆性能がわかるもの。	省令第 10 条、解釈例第 7 条の内容に適合していること。

検査項目 11. 火気設備との距離

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1. 移動式ガス発生設備の外側から火気を取り扱う設備との距離又は流動防止措置が講じられている場合の迂回水平距離を確認する。	1. 移動式ガス発生設備設置平面図	火気を取り扱う設備との距離を明示したもの。	省令第 11 条、解釈例第 8 条の内容に適合していること。
	2. 流動防止措置の状況を確認する。	2. 流動防止措置に関する説明書（必要な場合）	流動防止のために設けた障壁、ガス検知器とこれに連動した消火装置に関して説明したもの。	

検査項目 12. 静電気除去

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
液化ガスを通ずる移動式ガス発生設備（当該静電気により引火するおそれのない場合は除く。）	次のいずれかに適合することを確認する。 (1) 接地抵抗値が総合 100Ω以下であること。 (2) 移動式ガス発生設備に係る容器にあっては、当該容器を設置する前に地面に直接接続すること等により確実に静電気が除去されていること。	接地抵抗測定記録	適切に接地されていることがわかる記録	省令第 12 条、解釈例第 9 条の内容に適合していること。

検査項目 13. ガスの置換等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備のガス又は液化ガスを通ずる部分	ガス又は液化ガスを通ずる部分が安全に当該ガス又は液化ガスを置換できる構造であることを確認する。	ガス置換要領図	当該移動式ガス発生設備に対する不活性ガス等の注入方法及び放散方法等を明示したもの。	1. 省令第 13 条第 1 項に適合するものであること。 2. 点検、修理又は緊急時におけるガスの置換が安全、かつ、確実に行える構造であること。

検査項目 14. 遮断装置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1. 移動式ガス発生設備の出口に遮断装置が設置されていることを確認する。	1. 遮断装置設置状況図	遮断装置の位置がわかるもの。	1. 省令第 26 条、解釈例第 80 条第 1 項 2 号及び第 2 項に適合するものであること。 2. 遮断装置は円滑に作動するものであること。
	2. 遮断装置の作動について確認する。	2. 遮断装置作動試験記録	適切に作動することがわかる記録	

検査項目 15. 計測装置等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1. 移動式ガス発生設備に、解釈例第 73 条 2 項に定める事項が測定できる装置が設置されていることを確認する。 2. 1. の計測装置等の機能について確認する。 3. 液面計にあっては、解釈例第 73 条第 3 項に適合するものであることを確認する。	1. 計測装置等設置状況図 2. 計測装置等一覧 3. 検査成績書 4. 液面計構造図	フローシート又は設置場所のわかる図面。 計測装置等の名称、種類、計測範囲等を記載したもの。 下記項目の記載のあるもの。 ①検査年月日 ②計器の精度 ③検査結果 液面計の構造の概略がわかる図	1. 省令第 18 条 2 項、解釈例 73 条に適合するものであること。 2. (1) 当該ガス工作物に解釈例第 73 条に規定する計測装置等が適切な箇所に設置されていること。 (2) 計測装置等の計測範囲は、当該ガス工作物の設計、運転等の条件に応じ、適切なものであること。

検査項目 16. 誤操作防止

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備に設置する遮断装置	<p>遮断装置に対して、誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置が講じられていることを確認する。</p> <p>なお、「誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置」とは次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 遮断装置には、当該遮断装置の開閉方向(移動式ガス発生設備に保安上重大な影響を与える遮断装置にあっては、当該遮断装置の開閉状態を含む。)を明示すること。</p> <p>(2) 移動式ガス発生設備に保安上重大な影響を与える遮断装置(操作ボタン等により開閉するものを除く。)に係る配管には、当該遮断装置に近接する部分に、容易に区別することができる方法により、当該配管内のガスその他の流体の種類及び方向を表示すること。</p> <p>(3) 移動式ガス発生設備に保安上重大な影響を与える遮断装置のうち通常使用しないもの(緊急の用に供するものを除く。)には、施錠、封印又はこれらに類する措置を講ずること。</p>	遮断装置誤操作防止措置 確認記録	遮断装置の開閉方向表示、施錠、封印、遮断装置近辺の配管への流体表示などの確認記録	省令第20条1項、解釈例第75条に適合したものであること。

検査項目 17. 緊急停止装置

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1. ガスを発生させる設備に、異常が発生した場合に迅速かつ安全にガスの発生を停止することができる装置が設置されていることを確認する。	1. 緊急停止装置の説明書	緊急停止装置の機能を説明したもの。	省令第27条2項、解釈例第81条2項に適合していること。
	2. 緊急停止装置が正常に作動することを確認する。	2. 緊急停止装置の作動試験記録	作動を確認できるもの。	

検査項目 18. 移動式ガス発生設備の設置等

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	<p>1. 移動式ガス発生設備に、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の火災等の発生を防止するため、適切な場所に設置し、容易に移動又は転倒しないように適切な措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2. 移動式ガス発生設備に、容器の腐食及び転倒並びに容器のバルブの損傷を防止する適切な措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3. 容器又は容器の設置場所に、容器内の圧力が異常に上昇しないよう適切な温度に維持できる適切な措置が講じられていることを確認する。</p>	移動式ガス発生設備設置 状況の確認記録等	移動ガス発生設備の設置状況及び周辺の状況が分かるもの。	省令第28条、解釈例第82条に適合していること。

検査項目 19. 気化装置の構造

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 液化ガスを気化する装置（以下この検査項目において「気化装置」という。）	気化装置は、直火で加熱する構造でないことを確認する。	構造図	直火で加熱する構造でないことを確認できるもの。	省令第31条1項、解釈例第85条に適合していること。
2. 温水で加熱する構造の気化装置であって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるもの（寒冷地以外に設置するものを除く。）	加熱部の温水の凍結を防止するための措置が講じられていることを確認する。	構造図	温水の凍結を防止する措置が講じられていることが確認できるもの。	省令第31条2項、解釈例第86条に適合していること。
3. 気化装置又はそれに接続される配管等（気化装置からの液化ガスの流出を考慮した設計である場合を除く。）	気化装置又はそれに接続される配管等は、気化装置から液化ガスが液のまま流出することを防止する装置を設置していることを確認する。	1. 流出防止装置設置状況図 2. 流出防止装置作動試験記録	フローシート等で明示したもの。 流出防止装置の作動確認等の記録記載のもの。	省令第31条3項、解釈例第87条に適合していること。

検査項目 20. 運転性能

検査対象	使用前自主検査の方法	使用前自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
移動式ガス発生設備	1. 工事計画書記載の能力を有することを確認する。（製作時の運転性能試験記録を用いてもよい）	1. 運転性能試験記録	原則として2点以上の負荷で運転し、装置の運転状態が安定した後に記録したもの。	1. 各負荷運転ともに安定した運転ができること。 2. 工事計画書記載の能力を有すること。
		2. 能力推定説明書（必要な場合）	工事計画書記載の能力又は圧力で運転できないときは、可能な範囲で最大の能力又は圧力で運転性能試験を行い、その結果から推定したもの等。	
	2. 使用状態で試験運転を行い、正常な運転ができることを燃焼状態や圧力値等により確認する。	試験運転記録	使用状態で正常な運転ができることが確認できるもの。	安定した運転が出来ること。
	3. 供給されるガスが容易に臭気によるガスの感知ができるように付臭されていることを確認する。	臭気濃度測定記録又は解釈例第77条2項に該当することを証明する書類等	容易に臭気によるガスの感知ができることを確認できるもの。	省令第22条、解釈例第77条2項に適合していること。

改正案

第三編 供給設備使用前自主検査要領

別表② 導管使用前自主検査要領

<導管>

検査項目 1. 設置状況

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1.、2. (略) 3. 導管の設置場所	次の1～7の事項について、現地確認又は下記の方法により検査を行う。 (略)	(略)	(略)	省令第52条(導管の設置場所)に適合していること。 解釈例第115条(建物の基礎面下) 解釈例第116条(ガスの供給に係る建物) 解釈例第117条(ガス漏れ警報設備)
4.～7. (略)				

検査項目 4. 接合

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 溶接 省令第16条第1項に定める溶接部に限る。	1. (略) (1) (略) (a) 解釈例第52条第3項によって確認を行う溶接施工方法等(溶接施工法、溶接士技能)(以下「確認溶接方法」)の場合 ・確認溶接方法であることを証する書類等により、確認を行う。 ①解釈例第52条第3項1, 4号 ②旧解釈例: 解釈例第52条第3項3号 ③大臣承認: 解釈例第52条第3項2号 (b) (略) (2) (略)	(略)	(略)	(略) 1. (略) (1) (略) (a) 確認溶接方法 解釈例第52条(溶接一般) 解釈例第54条(溶接施工法) 解釈例第55条(溶接士技能) (b) (略) (2) (略)
2. 溶接設計 解釈例第57条、第63条、第64条、第67条に定められた溶接部の設計について、 図面により確認する。				解釈例第57条(溶接部の継手の形式) 解釈例第63条(溶接線上又はその近傍の穴) 解釈例第64条(隣接する長手継手間の距離)

現行

第二編 供給設備使用前自主検査要領

別表② 導管使用前自主検査要領

<導管>

検査項目 1. 設置状況

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1.、2. (略) 3. 導管の設置場所	次の1～7の事項について、現地確認又は下記の方法により検査を行う。 (略)	(略)	(略)	省令第52条(導管の設置場所)に適合していること。 解釈例第115条(建物の基礎面下) 解釈例第116条(ガスの供給に係る建物) 解釈例第117条(ガス漏れ警報設備)
4.～7. (略)				

検査項目 4. 接合

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
1. 溶接 省令第16条第1項に定める溶接部に限る。	1. (略) (1) (略) (a) 解釈例第52条第3項によって確認を行う溶接施工方法等(溶接施工法、溶接士技能)(以下「確認溶接方法」)の場合 ・確認溶接方法であることを証する書類等により、確認を行う。 ①解釈例第52条第3項2号 ②旧解釈例: 解釈例第52条第3項4号 ③大臣承認: 解釈例第52条第3項3号 (b) (略) (2) (略)	(略)	(略)	(略) 1. (略) (1) (略) (a) 確認溶接方法 解釈例第52条(溶接一般) 解釈例第54条(溶接施工法) 解釈例第55条(溶接士技能) (b) (略) (2) (略)
2. 溶接設計 解釈例第57条、第63条、第64条、第67条に定められた溶接部の設計について、 図面により確認する。				解釈例第57条(溶接部の継手形式) 解釈例第63条(溶接部及びその附近に設ける穴) 解釈例第64条(隣接する長手継手間の距離) 解釈例第67条(厚さが異なる部材)

2.、3. (略)	3.～7. (略)			解釈例第 67 条 (厚さが異なる部材の突合せ溶接部)
-----------	-----------	--	--	-----------------------------

検査項目 7. 耐圧試験

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第 15 条 (構造等) 第 2 項第 1 号 (解釈例第 50 条第 2 項)、第 2 号により以下のものを除く (1) 解釈例別表第 13 に掲げる方法により抜き取られた溶接部が日本工業規格 JIS Z 3104 (1995) 「鋼溶接継手の放射線透過試験方法」に規定される方法により放射線透過試験を行い、その等級分類が 1 類、2 類若しくは 3 類であるもの又は「ガス導管円周溶接部の超音波自動探傷方法」((社) 日本ガス協会) により超音波探傷試験を行い、その等級分類が 1 類若しくは 2 類であるもの。 (2) 延長が 15 メートル未満の導管及びその附属設備であってそれらの継手部と同一材料、同一寸法及び同一 <u>施工方法</u> で接合された試験のための管について最高使用圧力の 1.5 倍以上の圧力で試験を行ったときこれに耐えるもの	(略)	(略)	(略)	(略)

1.、2. (略)	3.～7. (略)			の突合せ溶接部)
-----------	-----------	--	--	----------

検査項目 7. 耐圧試験

検査対象	自主検査の方法	自主検査記録		判断基準
		項目	内容	
省令第 15 条 (構造等) 第 2 項第 1 号 (解釈例第 50 条第 2 項)、第 2 号により以下のものを除く (1) 別表第 13 に掲げる方法により抜き取られた溶接部が日本工業規格 JIS Z 3104 (1995) 「鋼溶接継手の放射線透過試験方法」に規定される方法により、 <u>放射線透過試験</u> を行い、その等級分類が 1 類、2 類若しくは 3 類であるもの又は「ガス導管円周溶接部の超音波自動探傷方法」((社) 日本ガス協会) により、 <u>超音波探傷試験</u> を行い、その等級分類が 1 類若しくは 2 類であるもの。 (2) 延長が 15 メートル未満の導管及びその附属設備であってそれらの継手部と同一材料、同一寸法及び同一 <u>施工法</u> で接合された試験のための管について最高使用圧力の 1.5 倍以上の圧力で試験を行ったときこれに耐えるもの	(略)	(略)	(略)	(略)